

## 岩手県監査委員告示第9号

包括外部監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第20号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年2月7日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗  
岩手県監査委員 吉田 政司  
岩手県監査委員 工藤 洋子

### 1 外部監査の種類

平成27年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

特別会計（地方公営企業法適用事業に係るものを除く。）に係る事務の執行及び事業の管理について

### 3 監査委員告示

平成28年3月4日付け岩手県監査委員告示第20号

### 4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

平成27年度包括外部監査に基づく監査の結果に関する措置内容の報告について 平成29年1月10日

### 5 指摘事項及び措置内容

#### （1）指摘事項

売りさばき実績報告書の徴求について

岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）第20条によれば、「市町村及び売りさばき人は、毎年度、3月末現在における証紙の売りさばき実績を、岩手県収入証紙売りさばき実績報告書により、翌年度の4月15日までに所管広域振興局長等に報告しなければならない」とあるが、平成25年度の実績報告及び平成26年度の実績報告において、それぞれ1件ずつ期日超過になっている先があった。

今後、提出期限を遵守して実績報告するよう、売りさばき人への指導を徹底していただきたい。

#### （2）措置内容

売りさばき実績報告書の徴求について

所管広域振興局長等は、所管する売りさばき人に対して、報告期限までに実績報告の提出を求める旨の通知文書を毎年3月中に送付することとする内容の出納局長通知（平成28年3月9日付け）を発出するとともに、全売りさばき人の提出状況一覧表により進行管理を行い、売りさばき人への指導を徹底することとした。